

## 第5章 会 計

第6条 この会の経費は、会費、事業収入及び寄附 **「月額100円」から変更**

第7条 正会員費は、**1世帯につき年額1300円とし、年2回 6月、11月に納めます。**  
賛助会費は年額1,000円とし、一括で納めます。  
但し、一旦納入された会費については、特別の事情がない限り、返却致しません。

第8条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わります。

## 第6章 役員及び任務

第9条 この会に、次の役員を置きます。

会長 1名 副会長 2名又は3名 庶務 若干名 会計 1名  
会計監査委員長 1名 会計監査委員 1名 地区長委員長 1名  
**文化委員長（給食担当）** 1名 **文化委員長（広報担当）** 1名  
指名委員長 1名 副委員長 各1名 各委員会委員 若干名

**「クラス委員長」から「文化委員長」に変更**

第10条 役員の任期は、1年とします。但し引き続き再選することができます。

第11条 役員の任務は、次の通りです。

1. 会長は、この会を代表し、会務を総括します。
1. 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは、代理を務めます。
1. 庶務は、総会並びに各種会合の通知と、会務を記録します。
1. 会計は、この会の収入支出を正確に処理し、総会の都度報告します。
1. 会計監査は、この会の会計を監査し、総会の都度報告します。
1. 委員長は、その所属する委員会を代表し、会務を処理します。
1. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在のときは、代理を務めます。
1. 委員は、その所属する範囲において、会務を助けます。

第12条 この会に、顧問を置くことができます。顧問は、会の相談に応じます。  
顧問を置く場合は、総会の承認を必要とします。

## 第7章 機 関

**第13条** この会に、次の機関をおきます。  
総会 委員総会 運営委員会 会計監査委員会 地区長委員会  
文化委員会 指名委員会

**第14条** 総会は、年度末及び年度始めに開きます。  
年度末総会=新役員の承認及び決算 年度始め総会=行事予定並びに予算  
会長または、運営委員会が必要と認めた場合、および、正会員の世帯数の  
10分の1以上の要求のあった場合は、臨時に総会を開きます。  
総会は、正会員の世帯数の5分の1以上（委任状を含む）の出席がなければ  
決議することができません。  
決議は、出席者の過半数の同意を必要とします。

「正会員の」⇒「正会員の世帯数」に変更

**第15条** 委員総会は、総会に次ぐ決議機関であつて、会長または運営委員会が必要と  
認めた場合、及び委員の5分の1以上の要求のある場合に関し、運営委員会の  
「クラス委員会」⇒「文化委員会」に呼称変更  
決議を要する。委員の過半数（委任状を含む）の出席が

**第16条** 運営委員会は、会長、副会長、庶務、会計、地区長委員長、文化委員長及び  
学校長、教頭、学校庶務で構成し、執行機関としてこの会の運営に当たります。

**第17条** 会計監査委員会は、年1回「クラス委員長」⇒「文化委員長」に呼称変更

**第18条** 地区長委員会は、それぞれの地区を代表する者をもって構成し、各地区の総意を  
まとめ、この会との連絡並びに「学級」⇒「学年」に呼称変更、地区児童  
会の健全な指導育成に務めます。

**第19条** 文化委員会は、それぞれの学年を代表する者をもって構成し、各学年の総意を  
まとめ、この会並びに担任教員と密接な連携を保ち、教育環境の整備と  
福利厚生を計り、給食担当・広報担当それぞれの職務の趣旨を理解し、  
学校教育の運営に協力します。「学級担任教員」⇒「担任教員」に呼称変更

**第20条** この規約の変更は、7日以前に原案を示し、総会に於いて3分の2以上の同意に  
より決定します。

**第21条** この会の活動状況並びに会計収支を明らかにするため、次の帳簿を備えて置き  
ます。

1. 会務記録
1. 会計簿

**第22条** この会の慶弔に関しては、運営委員会において内規を定めます。

**第23条** この会の役員選出規程は、別に定めます。

**第24条** 個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用  
するものとする。

# 役員選出規程

2019年3月8日改定

**第1条** 会長・副会長・庶務・会計・会計監査委員長は、指名委員会において、正会員中より選定し、総会において承認をうけます。

**第2条** (1) 指名委員会は、指名委員、現運営委員より1名、学校より1名で構成します。  
 (2) 指名委員は、現地区長委員会推薦の各地区より1名とする。但し、世帯数の減少により指名委員を出すことが困難である地区については、世帯数が3世帯以上になるまでの間、指名委員の選出を免除します。  
 (3) 指名委員会は、候補者の承認を得ておきます。  
 (4) 指名委員会は、会長の召集により活動開始し、候補者が総会において承認を受けた時点で解散します。

**第3条** 各委員長は、指名委員会において、下記ローテーション表をもとに、正会員中より選定し、総会において承認をうけます。

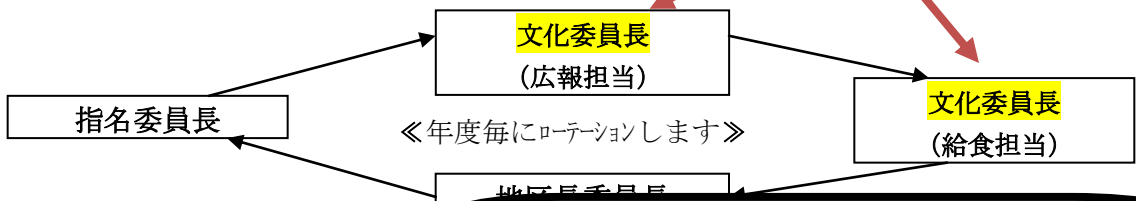
## ローテーション表

(注) 地区、エリア、ローテーションは必要に応じて変更します。

	エリアA	エリアB	エリアC	エリアD
地区割り	山 二(*) 鈴 滝 東 鈴 滝 西 東 二	山 柴 ・ 山 鈴 ユニハイム・ユニライフ	東 三 東 東 三 西 百 山 カーサ・ジオ 百 山 A 百 山 アーバン	尺 代 若 二 ・ 三 若 - A 若 - B

「クラス委員長」より変更

(\*) 山二地区は、会計監査委員長を引き受けた年度は選出免除とします。



**第4条** 地区長委員及び補助委員は、それぞれ1名を正会員中より選定し、原則として補助委員は各地区より1名を正会員中より選定し、1名は給食担当、1名は広報担当とし、会長はこれを委嘱します。」より変更

**第5条** 文化委員は、懇談会において、各学年より児童15名につき1名を目安に正会員中より選定し、2名以上は給食担当、2名以上は広報担当とし、会長はこれを委嘱します。

**第6条** 各副委員長は、委員長の推薦により会長はこれを委嘱します。  
 学校側は、指名委員会の要請があれば、教職員の中から庶務若干名、会計監査委員1名を選出します。各地区担当若干名ずつ、各委員会委員若干名ずつを教職員中より内申し、会長はこれを委嘱します。但し、兼務及び代行者をおいても差し支えありません。

**第7条** 各委員長及び委員の兼任はできません。なお、指名委員についてはこの限りではありません。また補助委員は文化委員に限り兼任可能とします。

**第8条** 運営委員会が必要で認められた場合は、運営補助をおくことができます。

「クラス委員」より変更

# 委員長（委員）選出手順について

2019年3月8日改定

## <選出手順>

1. 立候補者がいないか確認する。
2. 立候補者がなければ、下表の順序に従い、くじ引きにて選出する。

表 <委員長・委員の対象者と免除者、委員長（委員）選出会の司会担当者、選出の順序について>

	選出順序	対象者【※2】	免除者	司会担当者
委員長【※1】	1	基本は新6年生の保護者【※3】	運営委員経験者【※4】 及び やむを得ない事情により免除を希望し、選出会において了承された方【※5】	指名委員
指名委員	2			地区長委員
地区長委員	3			
補助委員	4			

【※1】委員長とは、地区長委員長、文化委員長(給食担当)、文化委員長(広報担当)、指名委員長のことです。

会計監査委員長は、指名委員会において、指名委員より選出されます。

【※2】複数のお子様がいる場合はそれぞれの対象者として1回対象となります。

「クラス委員長」⇒「文化委員長」に  
呼称変更

【※3】委員長については、エリア内に対象者がいない場合は学年を下げます。委員については、地区内に対象者がいない場合は学年を下げます。なお、委員の対象者が多数いる場合は、未経験者を優先します。

【※4】過去に運営委員（会長、副会長、庶務、会計、地区長委員長、文化委員長）または指名委員長を経験された方は免除となりますので、あらかじめ免除希望届を指名委員会に提出してください。ただし、会計監査委員長は免除対象ではありません。

【※5】やむを得ない理由（家庭の事情など）により免除を希望される方は、あらかじめ免除希望届を指名委員会に提出してください。免除希望届を受け付けた方は原則免除候補者となります。その後、委員長（委員）選出会において免除候補者の免除の可否を諮り、選出対象となる方々の了承が得られた場合は免除されます。ただし、様々な観点から指名委員長・会長・学校長が協議の上認められる理由のある方は選出会で可否を諮ることなく、免除となります。

(その他)

- ▼ 委員長（委員）選出会に参加できない場合は、委任状を提出してください。
- ▼ 免除希望届は新6年生の保護者全員に、指名委員会より配布します。

# P T A 地区名 区域割

2021年3月現在

エリア	地区名	区域
A	山二	遙学園・ひびき
	鈴滝西	東大寺二丁目13・14・25～27
	鈴滝東	東大寺二丁目18～24・28～31
	東二・尺代	東大寺二丁目1～11・15～17 大字東大寺 東大寺四丁目217 若山台二丁目5 尺代
「尺代」が東二に統合		
B	山鈴・山柴	山崎四丁目1～18・34 山崎五丁目1
	ユニハイム・ユニライフ	ユニハイム1～8棟 山崎五丁目4～9 ユニライフ
C	東三西	東大寺三丁目1～18・25 84・90・111 東大寺四丁目（正門横・裏門前）
	東三東	東大寺三丁目（東三西地区以外）
「百山A」より 地区名変更	百山カーサ・ジオ	百山住宅（百山5～14） ジオ阪急水無瀬
	南百山	百山16番～23番
	百山アーバン・リシェス	アーバン島本シティ 若山台一丁目793・桜井936
D	若一A	若山台第1住宅 Aゾーン（20～27棟） 若山台二丁目2・7
	若一B	若山台第1住宅 Bゾーン（29～36棟） 中央（2・5棟） 若山台第4住宅（12～17棟） 若山台一丁目2
	若二・三	若山台第2・第3住宅 若山台一丁目3・5・6
	百山新地区が百山 アーバンに統合	